

令和 5 年 4 月 6 日

令和 5 年 第 6 回 南区選挙管理委員会

議 題

1 くじの実施について

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの実施

2 議 案

議案第31号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の変更について専決処分の承認を求めることについて

議案第32号 福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について専決処分の承認を求めることについて

議案第 33 号 福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

議案第 34 号 福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

3 その他

今後の委員会開催予定日時について

・令和 5 年 4 月 9 日（日）午前 10 時 00 分～

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人を定めるくじの実施について

1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合

- (1) くじはくじ棒により行う。
- (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
- (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
- (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
- (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。

(3) のくじの結果

くじの順番	1	2	3	4	5
固 有 番 号 (受付番号)					
	6	7	8	9	10

(4) のくじの結果

以下の固有番号（受付番号）の者を開票立会人に決定する。

くじの順番	1	2
固 有 番 号 (受付番号)		

議案第31号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人の変更について専決処分の承認を求めることについて

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における福翔高等学校セミナーハウス1階研修室期日前投票所の投票立会人を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月6日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

議案第32号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者の職務代理者の変更について専決処分の承認を求めることについて

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における南区の期日前投票所の投票管理者の職務代理者を次のように変更する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和5年4月6日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

議案第33号

福岡県議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙につき、南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第34号

福岡市議会議員一般選挙における開票立会人の決定について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙につき、南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった者のうち、次の者を開票立会人に決定する。

令和5年4月6日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 光安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。